

令和7年6月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
6月4日	6月13日	<p>路上喫煙規制条例の周知について 南口(仲見世商店街)でベンチに座って喫煙する人を見ることが時々あります。「自転車走行禁止」の看板はたくさんあるので自転車はあまり見かけないのですが、路上喫煙禁止については看板等がなく、周知されていないように感じます。 看板の設置やパトロールはできませんか？</p>	<p>この度は、路上喫煙に関するご意見をいただきありがとうございます。 本市では、条例により、JR沼津駅を中心とする区域を「路上喫煙重点規制区域」に定め、区域内での路上喫煙を禁止しております。 現在、商業施設ラクーンのモニターでの動画放映や、区域内140箇所に路面標識を表示するなど、路上喫煙禁止区域であることの周知や、職員による定期的なパトロールを行い、喫煙者へのマナー向上の啓発・指導を行っているところです。 しかしながら、ご指摘いただいたように、区域内での路上喫煙はいまだに散見されている状況にあります。 このため、令和7年度は、職員パトロールの回数や時間帯、路面標識の表示箇所等について見直しを行い、対策を強化してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	環境政策課
6月6日	6月16日	<p>金岡市民窓口事務所の窓口対応について 先日、金岡支所に手続きに行ったところ、空いていたにもかかわらず、皆さんとても不親切でした。 特に対応した〇〇さんと言う職員。 態度がデカイだけでなく、上から目線で説明。分からないから聞き直すと威圧感な態度、キツイ言い方で不快で仕方ありませんでした。あまりにも酷いので言い方がキツイですよと言ったところ、私を見ず、遠くの方を見ながら不貞腐れた態度ですみませんと。バカにされたみたいで余計に腹が立ちました。 久々にこんな方いるんだと驚きました。 民間では有り得ません。 毎日同じ説明で面倒かもしれませんが、私達は初めてくるから分からないのです。こんな方が対応して高齢者は大丈夫かと心配になりました。私も苦情なんか言いたくないし、こんな事するのは嫌ですが、〇〇さんという方は窓口に出さない方がいいと思います。私達はお客様ではありません。過剰にサービスしろとも思っていない。せめて民間の社会人がもっているマナーができる人を窓口においてほしいと思います。 あまりにも不快でしたので、意見としてお送りします。</p>	<p>このたびは、金岡市民窓口事務所の利用に際し、不快な思いをさせてしまい、心よりお詫び申し上げます。 窓口業務においては、利用者の皆様が様々なご事情やご要望をお持ちでいらっしゃることから、それぞれのお気持ちや状況に寄り添い、より適切な対応となるよう努めているところではありますが、いまだ配慮が十分に行き届かず、申し訳ございませんでした。 いただきましたご指摘につきましては、窓口事務所を含む市民課全職員に情報を共有し、改めて、窓口対応の基本姿勢を再確認し、質の向上に向けて取り組むことで、快適で利用しやすい窓口の実現を図ってまいります。 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。</p>	市民課
6月6日	6月23日	<p>広報ぬまづの発行回数と市民カレンダーについて 広報ぬまづを月1回にしてほしい。写真ばかりで無駄が多い 他の県などは月1回だし、高級紙でなく新聞紙のような紙です。 配るのが大変だし、配るのに出かけられない。 市民カレンダーは要らないのでやめてほしい。 税金の無駄遣いだと思います。</p>	<p>貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。 広報紙を始め、市からの配布物につきましては、自治会役員の皆様の多大なるご協力をいただき市内各戸にお届けできているものであり、御礼を申し上げます。 現在沼津市では、1月を除き月2回、年間23回の広報ぬまづを発行しています。令和5年度に実施した市民意識調査では、広報ぬまづの発行回数についてお尋ねしたところ、「月1回でよい」が44.1%、「現在の月2回が妥当」が40.4%と同程度ありました。 また、市政情報の入手方法についてお尋ねしたところ、9割を超える市民が広報ぬまづから市政情報を得ていると回答しております。 広報紙の発行回数削減には、印刷代、配送費等の経費削減や、役員の皆様の負担軽減がメリットとして考えられる一方で、市民の皆様へ最新の情報をお届けするという市民サービスの観点から、現時点では月2回の発行が適切であると考えております。今年度からは全号をフルカラーとするなど、さらに内容の充実を図っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 また、市民カレンダーは、多くの市民の皆様にご活用いただけるよう、カレンダーとしての機能に加え、年中行事や市の行事、本市の魅力が伝わる写真を掲載しております。ご理解をお願いするとともにぜひご利用いただければと存じます。</p>	広報課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
6月9日	6月18日	<p>沼津港の公共トイレについて 新鮮館前のトイレを昨年4月2日に使用禁止とし、早朝来られた観光客の方がトイレで困っていました。そのトイレは昨年10月初頭に撤去されました。また観光ポータルで沼津港トイレを6か所紹介していますが、当時と同じ場所が6か所紹介されているだけ。紹介トイレも常時使用できるのは6番と3番(駐車場脇でしょうか)のみ。その他のトイレは休日営業時間があるにもかかわらず、その時間休日の紹介もされていません。沼津市並びに県は、観光客に対してどう考えておられるのでしょうか？びゅうおのライティングは何のためにされたのでしょうか？これは夜間の観光も考えての事かと思いますが、来てトイレも無かったらもう来ませんよ沼津港に。 現在でも、早朝来られる観光客がおられます。新鮮館・水族館は開いていません。コンビニしか使わせてもらえない状態です。早急に (1) 仮設トイレの設置 (2) 観光ポータルの情報に、営業日・使用可能時間の明示並びに ○○さんの駐車場と事務所側のトイレが常時使用できるので、清掃や備品の協力並びに清掃に行政サイドが協力して使用許可を頂く。また、○○さん他、トイレ貸出に協力頂ける場所を見つけ公表する。</p> <p>6月9日朝日新聞の朝刊に『フォーラム 女性トイレの行列を考える』が掲載されました。行政で、沼津市で一番の観光地と考えるのであれば、早急に利用者目線の対応を実施して下さい。 沼津への観光客を増やすことは、沼津駅の利用客数増加にもつながるはずですが、それが出来ないのであれば鉄道の本数も減り、鉄道高架の意味も持たなくなります。真剣に実行して下さい。 一市民としての依頼です。</p>	<p>この度は貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>沼津港の公衆トイレについては、老朽化による汚損及び汚臭が顕著となり、また、静岡県が策定した「沼津港みなとまちづくり推進計画」において、同エリアがお客様を迎え入れるエントランス広場として位置付けられていることなどを踏まえ、地元事業者への聞き取りや現地調査を実施した結果、利用が少ない状況にあったことから、地元自治会や港湾関係者に説明し、ご理解をいただいた上で撤去いたしました。</p> <p>しかしながら、現在沼津港エリア内の公衆トイレ設置についての要望が寄せられていることから、上記計画を策定し沼津港を管理している県に要望を伝えるとともに、沼津港全体の施設整備のあり方について協議を重ねているところであります。</p> <p>こうした協議を受け、県では同計画の見直しを検討しているところであり、長期的には、同計画の推進に伴い、沼津港の玄関口にふさわしい公衆トイレの設置についての検討が進められるものと考えております。</p> <p>一方、短期的な対応として、ご意見にあります仮設トイレの設置については、維持管理をはじめ、見た目や臭気の観点で使用を忌避されることも多いといった課題もあることから継続検討することとし、まずは今回ご提案をいただいた観光ポータルにおける情報を追加することといたしました。また併せてトイレの現地案内看板の設置について検討しているところです。</p> <p>今後も沼津港全体の整備の検討を進める中で、本市随一の観光スポットである沼津港にふさわしい公衆トイレのあり方について、県との協議を継続してまいります。</p>	観光戦略課
6月9日	6月16日	<p>門池公園の遊歩道の掲示について 先日、門池外周にある遊歩道で乳幼児の子どもが三輪車に乗っていたところ、通りがかりの方に遊歩道で三輪車に乗らないよう注意を受けました。 しかし遊歩道の掲示には、自転車等に乗らないよとの文言はありますが、道路交通法では小児用の車は歩行者の扱いであるため、小児用三輪車も問題ないと思い、乳幼児に乗車させておりました。 市民として本来の用途に合わない遊歩道の使用をするつもりはなく、実際に市としては小児用の車の乗車も禁止したいのかわりか教えていただけますと幸いです。 また禁止したかった場合、その旨も掲示していただけますとこのような諍いもなくなるため、掲示を見直していただけますと幸いです。</p>	<p>日頃より門池公園をご利用いただき、ありがとうございます。 また、このたびはご不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>ご指摘のとおり、公園内では歩行者の安全を確保するため、沼津市都市公園条例に基づき、バイクや自転車などの車両の乗り入れを禁止しておりますが、三輪車などの小児用の車は車両に該当しないため、乗車したまま通行することを禁止していません。 現在設置している看板については、公園を利用される方が誤解しないよう、禁止車両をより明確化し、分かりやすい内容に見直しいたします。</p> <p>今後も皆様が利用しやすい公園づくりに努めてまいります。</p>	緑地公園課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
6月10日	6月23日	<p>市民の声に対する噛み合わない市の回答について 公表された4月分の市民の声について、市の回答が全く噛み合っておらずわざとやっているのかと思えるくらいふざけた回答である。広報ぬまづの発行回数について、市民が「月1回で十分」「税金の無駄」と明確に指摘しているにもかかわらず、市は月2回発行を維持し、さらに「フルカラー化して内容を充実させる」とさらに税金を無駄にする方向性で回答している。完全に論点がズレており、市民の声を真っ向から無視している。</p> <p>市民は「発行回数と税金の使い方」に問題があると言っている。それに対して市は、「見やすくなった」「図や写真を増やす」と、見た目の話しかしていない。問題の本質はそこではない。「なぜ月2回も発行し、年間7,340万円も税金を使っているのか」「なぜ最多の44.1%という“月1回でよい”という意見を無視しているのか」という問いに、市は一切論理的に答えられていない。</p> <p>他市と比較しても明らかに過剰である。市民が述べた通り、小田原市、上越市、鳥取市、富士市——いずれも人口規模は沼津市と同等かそれ以上で、広報は月1回。なぜ沼津だけが特別扱いなのか。市はこの明確な違いを一切説明していない。</p> <p>加えて重大なのは、広報紙の配布実態である。市はこの広報の配布を地域の自治会に任せきりにし、しかもその作業を役員に無償でやらせている。これは明確な労働搾取ではないのか。市が発行し、市の税金で作っている広報物を、市民が自分の時間と労力をタダで提供して配らなければならない。市はこれを当然のこととして放置しているが、これは非常に大きな問題である。</p> <p>しかも月2回も発行することで、この無償の負担が倍になる。自治会の役員はボランティアではない。市の都合で作った広報を、市民の労働力にタダ乗りして配布させる構造は、即刻見直すべきである。</p> <p>このように、広報の内容、発行回数、配布方法、予算すべてに無駄と矛盾がある。にもかかわらず、市は現状を維持し、さらに費用をかける方向で進めている。危機感の欠如も甚だしい。</p> <p>広報は即刻月1回に削減すべきである。それが市民多数の意見であり、他自治体との比較でも合理的である。さらに紙媒体に固執せず、デジタル化やSNSへの移行を具体的なスケジュールで示し実行することを強く求める。</p> <p>沼津市の職員は慣例にとらわれ、何が市民にとって最善かを考えて業務改善することのできない思考停止人間しかいないのか。誰か一人でも『この無駄な業務やめましょうよ』と言える人はいないのか。</p>	<p>貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>令和5年度に実施した市民意識調査では、広報ぬまづの発行回数は「月1回でよい」が44.1%、「現在の月2回が妥当」が40.4%と同程度あり、市ではどちらも貴重な声であると受け止めております。</p> <p>また、9割を超える市民が広報ぬまづから市政情報を得ていると回答しており、広報ぬまづは、市民の皆様により市政情報をお知らせするための最も基本的かつ重要な媒体であるとも捉えております。</p> <p>発行にあたっては、市民の皆様により市の主要事業に対するご理解ご協力をお願いしたり、市の催しへの参加を促したりするとともに、市民の皆様により沼津に対する誇りと愛着を感じていただけるよう、内容の充実に努めているところです。</p> <p>広報ぬまづの配布には、自治会の皆様のご協力が不可欠でありますので、同時配布物を広報紙に折り込んで配送するなどの負担軽減策を講じながら、引き続きご理解とご協力をお願いしてまいります。</p> <p>近年、広報紙の発行回数を月1回に削減する自治体が増加していることは認識しておりますが、沼津市では、市政情報や暮らしに役立つ情報を市民の皆様によりタイムリーかつ的確にお届けするため、月2回の発行を維持してまいりたいと考えております。</p> <p>また、並行して、広報紙のデジタル化やSNSなどを活用した情報提供についても検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	広報課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
6月13日	6月23日	<p>保育料無償化について 都市部の方、近隣の市町村でも保育料無償化にして住みやすい街づくりをしている様子が伺えます。沼津市ももう一声頑張っ、他の市町村に負けないくらいの子育てに優しい(少子化でもあるし…)街づくりを検討していただけますか？ せめて第二子だけでも無償になれば2人目の検討もできます。このような御家庭も多いかと思ひます。</p> <p>沼津市の未来のためにも思い切った改革も必要かと思ひます。</p>	<p>このたびは、ご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>保育料については、国において所得に応じた保育料の金額や多子軽減などの基準を設けており、国の基準を超える軽減措置は各市町村の独自施策となります。</p> <p>本市では、皆様にご負担いただく保育料を国の基準の概ね6～8割程度の金額に軽減しているほか、令和7年4月からは多子世帯に対する市独自の軽減策を拡充し、お子様が2人以上いるご家庭について、所得やきょうだいの年齢等を問わず、同一生計における第2子保育料を一律に半額といたしました。</p> <p>このほか、3歳から5歳児の保護者が負担する副食費についても、本市ではきょうだいの年齢要件にかかわらず第3子以降は無料とするなど、国の基準を超える負担軽減に努めております。</p> <p>子育てしやすい環境づくりにつきましては、経済的な負担軽減と併せまして、保育環境の整備や保護者支援の充実も重要であると考えております。 このため、市内全ての保育所や認定こども園等で使用済み紙おむつの持ち帰りをなくす取組などを実施しているほか、放課後児童クラブの運営についても見直しを行い、令和7年度からは預かり時間を延長するなど、サービスの拡充を進めております。</p> <p>引き続き、国や県、近隣市町の状況も踏まえながら、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。</p>	こども未来創造課
6月16日	6月25日	<p>千本浜公園の整備について 千本浜公園がもう少し清潔で明るくならないかを感じています。 水が枯れた人気のない池、外から丸見えの昔ながらのトイレ、遊歩道も今時の工夫が少しあってもと感じます。 こんなに風光明媚で素敵な海が眺められ、市外からも多くの方が訪れてくれるような場所なのに残念に感じています。 長泉町の鮎壺公園は、フリーwifi完備の眺めが良い休憩スペースがあり、家族でもお年寄りでもまた行きたくなるような工夫を感じます。 石碑などの文学的作品もよいですが、新しさを感じる施設や工夫がされることを期待します。</p>	<p>この度は、貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>千本浜公園は、松林や海岸線からの眺望などの自然景観を楽しんでいただくとともに、公園周辺地域の防風面等において重要な機能を果たしており、その自然環境を維持する必要があることから、風致公園として位置づけられています。</p> <p>園内の維持管理につきましては、遊歩道周辺の落ち葉やゴミ拾い、トイレ清掃などを週3回程度実施し、清潔さを保つよう環境美化に努めております。 また、整備につきましても、近年では皆様が利用しやすいよう、大型複合遊具を新たに設置したほか、駐車場入口にあるトイレの洋式化や男子小便器の改修を行い、ご指摘いただいたトイレにつきましても、扉を付けた構造への建替えを予定しております。</p> <p>今後も、自然景観を守りつつ、いただいたご意見を参考にしながら、誰もが快適で利用しやすい魅力のある公園づくりに努めてまいります。</p>	緑地公園課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
6月16日	6月25日	<p>大学生への通学支援制度の創設について 沼津市長 様(または沼津市議会議長 様)</p> <p>私は現在、沼津市に在住し、子どもが市外の大学へ通学している家庭の一員です。市として将来の人材育成や地域定住の促進を目指す中で、大学生への通学支援制度が存在しない現状に強い疑問を感じております。</p> <p>現在、他自治体(例:小山町・清水町など)では、遠距離通学を余儀なくされている大学生に対し、定期代の補助や貸与制度を設けています。沼津市においても、若者の負担軽減と、地元への愛着形成、将来のUターン・定住促進の観点から、大学生の通学補助制度の創設を前向きにご検討いただきたく、本要望を提出いたします。</p> <p>特に、以下のような仕組みが考えられるのではないかと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住かつ県外・市外の大学へ公共交通機関で通学している学生に対し、通学定期代の一部補助(上限あり) ・所得制限を設けることで予算の最適化 ・将来的に市内定住・就職する意向を持つ学生を優遇する条件づけ <p>現状、奨学金返還支援制度は存在しますが、通学支援という観点からは施策が空白のままです。子育て世代や若者の支援を掲げる沼津市において、通学支援制度の創設は意義深いものと確信しております。</p> <p>市政への反映をご検討いただけますよう、心よりお願い申し上げます。</p>	<p>この度は貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>令和7年4月にいただいた市民の声へも同様の回答をさせていただきましたが、本制度は大学等への通学における経済的な負担を軽減できるものであると認識し、若者の定住促進施策として検討した経緯がございます。しかしながら、補助対象者が一部に限定されてしまい、公平性に疑問が残る点や転出抑制の定量的な効果や卒業後の市内定住などへの直接的な効果が不透明である点等から実施には至っておりません。</p> <p>沼津市としましても、若い世代の皆様が本市に愛着を感じ定住していただけるまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。進学等で地元を離れた学生に対してはUターン就職を促す取組として、沼津市就職学生支援交通費補助金制度などを実施しております。今後も故郷である沼津市に住みたい、住み続けたいと感じていただけるよう、様々な移住・定住施策に取り組んでまいります。</p>	政策企画課
6月17日	6月25日	<p>ゴミの品目別分別一覧表等について 平素、ゴミ分別回収による環境保全にご尽力戴きまして誠にありがとうございます。 表題におきまして、困っている事がございますので、ご依頼および提案をさせていただきます。 沼津市ホームページ内の“品目別分別編(あいうえお順)”の一覧表を見て廃棄可能日を確認しておりますが、販売される商品の成分も複雑化しているため、廃棄する前に調査や市役所にお問い合わせをしながら廃棄し、頭を悩ませております。 その中でも、差戻しされるケースも多々あり、回収業者さんにも余計な手間をお掛けしているのが現状です。 つきましては、品目別分別編の項目を1回/月程度、更新および細分化していただきたく、お願いいたします。 ※問い合わせ件数の減少による他作業の効率化につながるのでは？ また、プラスチックゴミに関して、汚損による回収不可も発生しております。 私の勉強不足かもしれませんが、汚損限度の基準を設けていただけたら幸いです。 ご対応のほど、よろしく願いいたします。</p>	<p>日頃よりごみ分別にご協力いただき、また貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>ごみの分別につきましては、市ホームページへの掲載のほか、ごみの分別・減量ガイドブック巻末記載の「50音別品目別分別一覧表」において、お問い合わせの多い品目を掲載しておりますが、紙面の都合上、掲載していない品目もあるため、判断ができないものは、クリーンセンター管理課に電話やメールにてお問い合わせいただいております。 この市民の方から電話やメールでお問合せいただきました内容については、問い合わせ先であるクリーンセンター管理課内で集約、データ化し職員間で共有することで問い合わせがあった際に同様の回答ができるようにしています。 ご提案の分別項目の更新につきましては、ご提案いただきましたホームページに加えごみ分別アプリ「さんあ〜る」についても市民の方が最新の情報を知ることができるよう課内で集約しているデータなどを活用しながら適宜更新してまいります。</p> <p>なお、汚れを伴うプラスチック製容器包装の排出基準につきましては、客観的な基準を設けることは困難であるため、汚れが落ちない物や落とすことが困難な物は「燃やすごみ」に、汚れが落ちているかどうか判断に迷うものについても同様に「燃やすごみ」にお出しください。</p> <p>今後も、ごみの分別・減量化を推進し、資源循環型社会の形成を目指し取り組んでまいりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。</p>	クリーンセンター管理課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
6月17日	6月30日	<p>小学校未使用プールの害虫発生について 2025年度から小学校でプールを民間に委託することが決定しましたが、今後の未使用のプールについてどのように計画しているか教えてほしいです。 近隣の〇〇小学校ではウシガエルが繁殖しており、今までウシガエルの鳴き声を付近で聞いたことはありませんでしたが、プールから鳴き声をよく聞くようになりました。声も大きく響くため不快です。 このまま市内の未使用のプールを放置すれば蚊やブヨなどの衛生害虫の大量発生源になると思います。ウシガエルも外来種なので増えれば在来種に影響を与え生態系への影響が懸念されます。 学校プールの現状を現地を見てご確認いただき、放置せず溜め池のようになる前に今後の活用方法や撤去の方法を早めに検討して頂きたいです。</p>	<p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。 小中学校の学校施設を管理している教育委員会から回答いたします。</p> <p>小中学校の水泳実技指導については、「沼津市立小中学校における水泳実技指導のあり方に関する方針」を定め、令和7年度から中学校では実技指導を廃止し、小学校では14校において、民間プールを活用した実技指導に移行しております。</p> <p>小中学校のプールについては、グラウンドのスプリンクラーと接続しているものや消防水利として、消防から指定を受けているものがあるなど、水泳実技指導以外の用途として使用している場合もあります。</p> <p>このようなことから、プールの水を抜いた後もグラウンドのスプリンクラーが使用できるよう接続する管の切替工事や消防への消防水利としての指定を解除する手続きを行った後でなければプールの水を抜くことができません。</p> <p>教育委員会としましては、このような個々の事情を十分に考慮した上で、水があることによる水難事故、害虫発生、近隣環境への悪影響などを防止するため、水を抜くために必要となる工事や手続きが完了したプールから順次水を排水し、使用しなくなった学校プールの適切な管理・保全に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>ご意見をいただきました〇〇小学校につきましては、現在、消防水利としての指定を解除する手続きを進めており、当該手続き完了後にすみやかにプールの水を抜く作業を行う予定となっております。</p> <p>なお、今後、使用しなくなった小中学校のプールについては、校舎の改築や大規模な改修工事などの計画に合わせて順次解体することを検討しておりますが、すべての使用しなくなったプールの解体が完了するまでは、多くの時間を要するものと考えております。</p> <p>今後とも、児童・生徒の安全や衛生環境に十分配慮しつつ、適切な学校施設の管理に努めてまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。</p>	学校施設課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
6月18日	6月30日	<p>子供の一時預かりについて 定員に達しているという理由から沼津の保育園は一時預かりをしてくれません。ぽっぽは誰でも通園制度という制度を利用できますがたった5時間しか預かってもらえないため大変不便です。 待機児童なら5時間以上預かり可能にしてほしいです。それか保育園の一時預かり枠を増やしてほしいです。</p>	<p>このたびは貴重な御意見をいただきありがとうございます。</p> <p>希望する保育園で一時預かり保育を御利用いただけず、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>一時預かり保育の御利用に際しては、受け入れている園児の状況や職員体制、園の行事などにより、施設によっては必ずしも御希望に沿えない場合がございます。</p> <p>また、沼津っ子ふれあいセンターぽっぽで実施している「こども誰でも通園制度」の預かり保育につきましては、受入人数に限られるなか、できるだけ多くの方に御利用していただけるよう、1回の利用時間の上限を5時間までとしています。何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、保育施設入所(園)待機中のお子様には、「待機児童預かりの制度(金岡待機センター)」がございます。こちらは、0歳から2歳までのお子様のうち、「いずれの施設にも在籍していない」、「3か所以上の沼津市内の施設を希望している」、「保護者それぞれの就労時間が月120時間以上で、保育の必要性が高いにもかかわらず入所(園)できない」の全ての条件に当てはまる場合に入所(園)が決定するまでの間、御利用いただける制度です。 こちらの御利用を御希望される際は、こども未来創造課までお問合せください。</p> <p>今後とも、本市で子育てをされる皆様の声に耳を傾け、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。</p>	こども未来創造課
6月20日	7月1日	<p>学校への冷凍庫の設置希望について 夏の登下校にアイスリングの着用を許可され使用していますが行きは冷たいが帰りはぬるくてまったく使い物になりません。 学校に冷凍庫を設置して朝冷凍庫に入れて下校の際に取って装着して帰るようになりたいです。 毎日の登下校が暑く熱中症になりかねないと思います。</p>	<p>日頃より本市学校運営に、ご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>いただいた御意見につきましては、学校運営に関するものであるため、教育委員会から回答させていただきます。</p> <p>このたびは、夏の登下校時の暑さ対策に関するご提案をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>現時点では、各学校に冷凍庫を設置する予定はございませんが、ご指摘の通り、登下校時の暑さによる熱中症リスクは重大な課題であると認識しております。</p> <p>熱中症対策については、各学校において、登下校中も含め、児童生徒の安全を最優先に細心の注意を払い取り組んでいるところであります。つきましては、学校から配布される手紙やお知らせ等を参考に、冷タオルの使用や帽子、通気性の高い服装の着用など、ご家庭でもご対応について、あらためてご検討いただけますと幸いです。なお、対応方法等でお困りなことがありましたら、ご通学されている学校へ直接ご相談いただけますようお願いいたします。</p> <p>教育委員会としましては、各学校に対し、児童生徒が自ら体調管理を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導をするよう周知しております。</p> <p>今後とも、ご意見・ご要望をお寄せいただけますと幸いです。引き続きよろしくようお願いいたします。</p>	学校教育課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
6月20日	6月30日	<p>広報ぬまづについて 救急協力医掲載方法は、両面印刷で1か月保管できるようにしては？発行回数も23回から12回に軽減することで毎月15日発行に変更。</p>	<p>貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。 救急協力医掲載方法の変更及び発行回数の軽減につきまして、ご提案をありがとうございます。</p> <p>令和6年度に実施した市民意識調査では、広報ぬまづでよく読む内容として、「救急協力医」であるとの回答が年代を問わず多数ありました。急な病気やけがで困った際にご覧いただいたりあらかじめ保管していただいたりして、皆さまにご活用いただいているものと受け止めております。両面印刷で1月分保管するご提案につきましては、より利便性が高く効率的にご活用いただけるよう、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、広報ぬまづの発行回数についてですが、令和5年度に実施した市民意識調査では、広報ぬまづの発行回数は「月1回でよい」が44.1%、「現在の月2回が妥当」が40.4%と同程度あり、市ではどちらも貴重な声であると受け止めております。市としては、市政情報や暮らしに役立つ情報を、市民の皆様によりタイムリーかつ的確にお届けするためにも、現時点では月2回の発行を維持してまいりたいと考えております。 今後も社会情勢の変化を踏まえて、広報紙のデジタル化やSNSなどを活用した情報提供、広報紙発行の形態について検討してまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p>	広報課
6月20日	6月30日	<p>認知症啓発に係るYoutube配信について いつも市政に携わっていただき、ありがとうございます。 沼津市のYoutubeをフォローしております。 各校区の俯瞰動画、特産品紹介など、頑張っていたと思います。ありがとうございます。</p> <p>【沼津市がさこリッチと認知症啓発やってみた】という動画、拝見しました。よしもと芸人のさこりっちゃんも登場されていますが、市役所職員の女性、とても表情が自然、笑顔も多く、話し方もプロのように慣れておられるように見えました。</p> <p>内容だけでなく、市役所の職員の方、能力の多様性に感謝と感激を感じた次第です。</p> <p>コストもかけられず、職員の方が頑張っておられることと思います。ぜひ、エールを送りたく、こちらに登録させていただいた次第です。</p> <p>今、地方行政は正職員と非正規職員の比率が逆転しているとも言われているようです。活力ある職場、市役所を作っていただきたく、今後ともよろしくおねがいします。</p>	<p>このたびは、温かいご意見をいただき、誠にありがとうございます。 また、いつも本市のYouTube動画をご覧いただき応援いただいていることに、職員一同にとって大変励みとなります。</p> <p>【沼津市がさこリッチと認知症啓発やってみた】の動画につきましては、職員同士がアイデアを出し合い、親しみやすい動画となるよう努めました。 認知症啓発活動につきましては、今年度も継続して取り組み、SNS等を活用した情報発信やイベントの実施を通じてお届けしていく予定です。 今後も職員一人ひとりが工夫を重ね、協力して業務に取り組み、活力ある市役所作りに努めてまいりますので、引き続き応援をお願いいたします。</p>	長寿福祉課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
6月25日	7月10日	<p>トレーラーハウスの設置基準緩和について 現在、沼津市においては、トレーラーハウスの設置が他の自治体に比較してとても厳しく、ほぼ実質的に設置不可能な状態になっています。 せめて他の多くの自治体と同程度の設置基準とすべきです。</p> <p>その設置基準とは、一般的と思われる「平成9年3月31日付 住指発第170号」【トレーラーハウスの建築基準法の取り扱いについて】程度とします。旧建設省住宅局建築指導課長から</p> <p>理由</p> <p>1 日本トレーラー協会の説明によると、条例や交渉をしている自治体を除き、沼津市の場合、本年3月の交渉の席では、建築基準法をもとに、実質的に設置ができない状態にあるとのことです。</p> <p>2 投稿者本人も創業できない状態にあり、基準が厳しいことを知らずに既に設置している他の方も、この基準では営業できなかつたり、施設として利用ができない状態にあるということになります。</p> <p>3 沼津市は、ふるさと納税で「トレーラーハウス」を返礼品として出品しており、市長様自らが広報をしております。建築基準法は、全国共通なので、利用できないものをふるさと納税の商品として返礼したことは、問題があるのではないかと考えられます。 [引用]NUMAZU CITY PRESS RELEASE 沼津市 報道取材情報 令和5年12月4日</p> <p>その他、近年あるいは将来にわたり、大地震や自然災害の被害が年々拡大することが予想されております。沼津市においても津波などの被害が予想されております。その時、トレーラーハウスなどは防災施設として重要性は高まると考えられ、政府も認識しております。令和7年5月30日内閣府政策統括官(防災)災害対応車両登録制度</p> <p>トレーラーハウスを認めないことは、これらの防災上の観点からも沼津市にとって損失となると思います。万一の大災害時に、倒壊の恐れがなく移動も可能なトレーラーハウスは、防災拠点として沼津市の役に立つものと考えます。</p>	<p>(住宅政策課) トレーラーハウスの設置基準については、全国の行政機関及び確認検査機関で構成された、日本建築行政連絡会議において議論され、「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」に統一的な見解が示されております。 本市でも、全国の自治体同様、この基準をもとに、各個別の具体的な使用方法や設置状況・期間等の計画案を提示していただいた上で、建築物であるかの判断、そして、設置の可否についての判断を総合的に行っています。</p> <p>なお、建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低限の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に資することを目的として定められております。建築主におかれましても、周囲への影響や利用者の安全性の確保といった責任が生じることから、長期間、屋内的用途で使用するものについては、法の規制をかけ、この目的を果たす必要があることをご理解いただければと思います。</p> <p>(産業政策課) ふるさと納税の返礼品としてのトレーラーハウスの取り扱いについては、返礼品の説明文に注意事項として「各行政機関への事前調査が必要になること」及び「設置ができない場合もある」旨を明示しており、寄附者の皆様に理解したうえでの寄附をお願いしております。 返礼品の説明内容については、一部誤解を招く表記がございましたので、寄附者の皆様へより適切なご案内となるよう、改めてまいります。</p>	住宅政策課 産業政策課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
6月25日	7月14日	<p>マイナンバーカードの図書館利用者カードとしての取扱い等について</p> <p>浜松市図書館のようにマイナンバーカードを図書館利用者カードとして使えるようにしてほしい。</p> <p>図書館利用者カードを持ち歩くのが手間なので、電子化して、物理的なカードがなくても貸出ができるようにしてほしい。</p>	<p>日頃より沼津市立図書館をご利用いただき、誠にありがとうございます。また、この度は図書館サービスに関する貴重なご意見をお寄せいただき、心より感謝申し上げます。</p> <p>当館では現在、図書館システムの改修を通じて、サービスの利便性向上を目指して取り組んでおります。</p> <p>この取り組みの一つとして、スマートフォン等を利用して利用者カードのバーコードを表示できる機能の導入準備を進めております。マイナンバーカードを利用した貸出機能の導入は予定しておりませんが、この機能の導入により、利用者カードをお持ちいただかなくても、皆さまが普段から持ち歩いているスマートフォン等を活用し図書館資料をご利用いただけるようになる予定です。</p> <p>なお、この機能につきましては、10月頃の導入を予定しております。</p> <p>これからも皆さまのお声に耳を傾け、より便利で親しみやすい図書館を目指して努力してまいります。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	図書館
6月26日	7月8日	<p>大岡公園に散歩に来る犬の飼い主に対する苦情について</p> <p>以前もこの場に意見させて頂きましたが、週1で大岡公園にウォーキングに行っていますが、犬を連れて来た飼い主が酷すぎる。</p> <p>今日は犬のリードを取って放置している飼い主が現れ、他の飼い主が抱えた小型犬に吠えかかり、飛びつき、あわや事故になる所でした。</p> <p>飼い主は「なんでこんな変な事するのよ～」と、大して焦ってもおらず、その後もリードを付ける素振りを見ませんでしたので、「公園でもリードを取ったらダメなんですよ」とキツク言いましたが、「そうなんですか？」と返されました。</p> <p>また、多くの飼い主はリードを付けていても、とても長く犬を自由を歩かせ、その度に注意をしますが、一向に減りません。</p> <p>以前同じような内容を送りましたら、担当の方は「注意を促す看板を立てます」と返信してくださいましたが、何処にも目立つ看板はありません。</p> <p>サッカーなどで子供達も沢山出入りする公園です。今日の放置の犬の飛びつきを見てホントに怖くなりました。キチンとマナーを守っている飼い主も迷惑だと思います。再度厳しい注意喚起をお願いします。</p> <p>もしどこかに看板が立っているとしても、夜クルマで来てそのまま散歩する飼い主には目に入らないと思います。</p> <p>また、沼津市の広報にも、「公園で離すのは禁止、リードは短めに」と注意喚起を載せて下さい。</p>	<p>(緑地公園課)</p> <p>日頃より、大岡公園をご利用をいただきありがとうございます。また、このたびはご不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>公園内で犬を散歩させるときのルールにつきましては、看板や市のホームページで周知しておりますが、犬をリードでつながないことに対して、違反の重大性を強く訴える表記に変更するほか、看板をより目立つ場所に設置するなど、これまで以上に周知を徹底するとともに、注意喚起に努めてまいります。</p> <p>(クリーンセンター管理課)</p> <p>「沼津市飼い犬条例」では「飼い犬を連れ出し、又は移動させるときは人畜その他に害を加えないよう丈夫な鎖又は綱をかけ、かむおそれのある場合は口輪をかけて保持しなければならない」と規定されています。</p> <p>また、飼い犬を散歩させるときは必ずリードをつけ危険防止に努めるなど、飼う際のマナーについて市ホームページに掲載し注意喚起をしております。</p> <p>しかし、ホームページには人が多く集まる公園等ではリードを短く持つことの記載がないことから、そのことを追記するとともに飼い方のマナーについて広報ぬまづへの掲載を検討するなど、飼い主のマナーの向上に向け、啓発活動を進めてまいります。</p>	緑地公園課 クリーンセンター 管理課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
6月27日	7月8日	<p>障がい福祉課職員の対応について 日頃からお世話になっております。</p> <p>仕事の関係上、関わりが多いのが事実ですが、利用者の家族という立場から意見させていただきます。</p> <p>障がい福祉サービスの申請について、自分の思っているところと差があり、その際に対応していただいた障がい福祉課の担当者様の態度が横柄で、口調もきつく、会話ができませんでした。実際困っているのに相談しても、「サービスを使う理由に欠ける」と言われてしまい、帰らされました。怖くて相談する気にもなれません。こう感じているのは、自分だけではないはずです。</p> <p>窓口立つ立場として、あの口調や態度はいかかなものかと思えます。障がい福祉課だからこそ、もっと市民に寄り添う姿勢が問われると思えます。もっと市民の声に耳を傾けていただきたいです。</p> <p>改善願います。</p>	<p>この度は、職員の窓口対応により、不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ありません。本市では、窓口に来られる障がいのある人やご家族が、安心と信頼のもと、ご相談いただけるよう、日頃から職員に対して、市民の皆様へ寄り添った対応を心掛けるよう指導しているところであります。</p> <p>ご相談の内容によっては、十分ご要望に沿えないこともございますが、そのような場合であっても、真摯な態度や丁寧な説明を行うことが重要であり、ご指摘がございました職員の対応は、配慮に欠けた接遇であったと思われます。重ねてお詫び申し上げます。</p> <p>改めて、職員全体の接遇を見直すとともに、丁寧な対応を徹底するよう、朝礼や研修で周知し、窓口の接遇向上に努めてまいります。</p>	障がい福祉課
6月30日	7月4日	<p>高校生の自転車マナーについて いつも沼津市の交通安全対策にご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>私は市内でロードバイクに乗っておりますが、先日、路線名01052号線付近において、高校生と思われる自転車と接触しかける危険な場面がありました。</p> <p>その自転車の生徒はヘルメットを着用せず、ハンドシグナルや後方確認を行わずに車道を横断しようとしたことが原因で、私との間で追突寸前のニアミスが発生しました。</p> <p>また国道414号線付近では、特に夕方の時間帯にヘルメット未着用で車道を走行する無灯火や並走、信号無視などの交通ルール違反といった行動を日常的に見かけるようになっております。</p> <p>学校名は断定できませんが、該当の制服や位置から察するに、〇〇の生徒である可能性が高いと感じています。</p> <p>私を含め、ルールを守って走行している自転車利用者にとって、非常に危険かつ不安な状況です。</p> <p>市として、</p> <p>学校への指導の強化 高校生へのヘルメット着用・安全運転の周知をぜひご検討いただければ幸いです。</p> <p>市民の安全と、若い世代の事故防止のために、どうかご配慮をお願いいたします。</p>	<p>この度は貴重な御意見をいただきありがとうございます。</p> <p>自転車運転時のヘルメット着用につきましては、道路交通法の改正により、令和5年4月1日に努力義務化されて以降、本市では、沼津警察署等と連携し、年4回実施する交通安全運動や自転車マナー指導強化の日など、定期的に通勤・通学の時間帯に街頭指導を行い、ヘルメットの着用を呼びかけるなど、着用率向上に向けた取組を実施しております。</p> <p>また、高校生に対しましては、市内11の高等学校で構成されている「高校生自転車マナー向上委員会」により、毎月1回、各学校の教員と生徒が、登下校の時間帯に合わせ、自転車通学者に対し、ヘルメット着用や交通マナーの向上を呼びかける街頭指導や啓発活動を行っており、本市職員もその活動に参加しております。</p> <p>加えて、市内の高等学校が交通安全協会と連携して行う交通安全教室におきましても、ヘルメット着用の重要性や交通ルールの遵守について生徒に対する啓発を行っております。</p> <p>いただいた御意見については、上記取組の際に共有し、市民の安全を守るため、ヘルメットの着用及び交通ルールの遵守について、警察等と連携し、より一層の周知啓発等に努めてまいりますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。</p>	生活安心課